



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.4

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Afghanistan, Bulgaria, Cambodia, Colombia, **Cyprus**, Dominican Republic, Ecuador, Mongolia, Portugal, Tajikistan, Tanzania, and Uruguay

第25回ローマ規程締約国会議は、

各国の国家主権と国内司法制度を尊重し、

国際司法は『補完的な役割』を果たすべきであることを再確認し、

外部からの遠隔的・一方的な強制介入や、対象国の合意なき逮捕・拘束は、国家間の対立を深め、継続的な司法の実現を妨げる可能性があることを認識し、

判事や検察官に対する大国からの政治的圧力や、特定の資金拠出国に依存した不公平な運用・途上国への不当な財政負担を是正する必要性を強く主張し、

1. ICCの実効性の強化

a. 締約国に対して、締約国会議の共同対応として裁判官や検察官に対する『法的支援』や『代替決済手段の確保(ドル建てからユーロ建て)』を要請する。

b. ICCに対して、第三国(締約国)が検察官や裁判官の『身分・安全保障』を速やかに提供することを訴える。

c. ICC独自の警察組織をつくり、その警察は各国が要請することで捜査協力をする制度をつくることを訴える。

d. INTERPOLなどの、国際機構との情報共有と共同捜査体制を制度化することを強く訴える。

e. ICC職員及びその家族に対し、ICCより生活を保障する制度を作成することを強く訴える。

2. 加盟国に対し、以下のような公平で客観的な財政安定システムの構築を

a. ICCに対して、資金拠出は加盟国のGDPなどの経済力に応じた公平な割合とし、開発途上国には負担軽減措置(免除・猶予制度・代替貢献枠)を設けるよう強く要請する。

b. ICCに対して、調査・捜査予算は一部の多額の拠出金を支払っている国の意向ではなく、『事件の重大性や緊急性』といった客観的な基準に基づいて公正に配分することを要請する。

3. 締約国に対し、以下の司法能力構築と締約国への法整備支援を行うよう要請する。

a. ICCに対して、非協力国に対する制裁や強制管轄ではなく、開発途上国の司法インフラ整備、法曹人材育成、捜査技術の共有など『自国の裁判能力を高める支援』の実施

b. ICCに対して、締約国の国内法を基にし、必要に応じて国際法の専門家や法整備支援を派遣・調合する枠組みの確立の細則；

c. ICC介入は国内の司法が機能していない、機能しなかった、または判決後重要な証拠が出てきた場合など、合理的に判断された場合、ICC介入の再検討を行うことを可能と定めることを訴え

る。

4. 例外規定の明確化

a. ICCに対して、国家機能が完全に崩壊している場合に限定し、国連や地域機構を通じた対話を経て介入する手続きを整えることで、不処罰の防止と主権尊重のバランスをとることを強く促す。